

# 四半期報告書

(第134期第1四半期)

自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

信越化学工業株式会社

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

## 第3 設備の状況 9

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	19

## 2 株価の推移 19

## 3 役員の状況 19

## 第5 経理の状況 20

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	21
(2) 四半期連結損益計算書	23
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24

## 2 その他 31

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 32

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第134期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 俊三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 小池 忠彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 小池 忠彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第134期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第133期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高(百万円)	190,084	259,715	916,837
経常利益(百万円)	21,617	39,029	127,019
四半期(当期)純利益(百万円)	14,896	35,700	83,852
純資産額(百万円)	1,436,508	1,486,632	1,474,212
総資産額(百万円)	1,691,130	1,768,087	1,769,139
1株当たり純資産額(円)	3,285.60	3,398.88	3,370.56
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	35.09	84.08	197.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	35.09	84.07	197.50
自己資本比率(%)	82.5	81.6	80.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	41,050	56,352	171,538
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△41,078	△40,020	△102,835
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△23,920	△21,482	△50,960
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	230,249	267,370	270,443
従業員数(人)	18,246	17,203	16,955

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	17,203
---------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	2,663
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
塩ビ・化成品事業 (百万円)	67,486	—
シリコン事業 (百万円)	32,143	—
機能性化学品事業 (百万円)	19,843	—
半導体シリコン事業 (百万円)	65,944	—
電子・機能材料事業 (百万円)	33,162	—
その他関連事業 (百万円)	17,035	—
合計 (百万円)	235,616	—

- (注) 1. 生産金額は期中販売価格により算出したものであります。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 当第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同四半期比は記載しておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は主として見込み生産を行っているため、受注状況を記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
塩ビ・化成品事業 (百万円)	70,389	—
シリコン事業 (百万円)	35,400	—
機能性化学品事業 (百万円)	19,506	—
半導体シリコン事業 (百万円)	69,186	—
電子・機能材料事業 (百万円)	33,770	—
その他関連事業 (百万円)	31,462	—
合計 (百万円)	259,715	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同四半期比は記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、アジア地域では中国を中心に景気回復の動きが見られましたが、欧米では回復に遅れが見られ、失業率が高水準で推移するなど深刻な状況が続きました。日本経済も、輸出が緩やかに増加し、個人消費や生産に持ち直しの動きが見られましたが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の顧客との関係を強化し拡販に努めるとともに、経営の合理化、効率化や新規製品の開発、事業化にも鋭意取り組んでまいりました。

当第1四半期連結会計期間の業績といたしましては、売上高は、前年同期に比べ36.6%（696億3千1百万円）増加し、2,597億1千5百万円となりました。営業利益は、前年同期に比べ75.0%（154億9千3百万円）増加し、361億4千万円となり、経常利益も、前年同期に比べ80.5%（174億1千2百万円）増加し、390億2千9百万円となりました。

また、四半期純利益は、移転価格課税に対する日米相互協議の合意による過年度法人税等の戻り入れもあり、前年同期に比べ139.7%（208億4百万円）増加し、357億円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### [塩ビ・化成事業]

シンテック社は、米国住宅市場の長期的な需要低迷の影響を受けましたが、世界中の顧客への拡販に努め、高水準の出荷を継続しました。オランダのシンエツPVC社も堅調な出荷を続けましたが、原料価格上昇の影響を受けました。国内事業は、国内出荷に回復が見られましたが、輸出は海外市況の下落により低調に推移し、コンビナートの定期修理も重なり総じて厳しい状況が続きました。

当事業の売上高は、703億8千9百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、31億1百万円となりました。

#### [シリコーン事業]

国内販売が電気・電子・自動車用など幅広い分野で回復し好調な出荷を継続しました。また海外事業もアジア地域を中心とした需要回復により堅調に推移しました。

当事業の売上高は、354億円となり、セグメント利益（営業利益）は、90億8千7百万円となりました。

#### [機能性化学品事業]

セルロース誘導体は、国内事業では医薬品向けが堅調で、工業用も自動車向け等で回復が見られました。建材用は市場に回復感が無く、厳しい状況が続きました。ドイツのSEタイローズ社も、建材用製品の需要低迷の影響を受け、低調に推移しました。

当事業の売上高は、195億6百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、29億9千8百万円となりました。

#### [半導体シリコン事業]

パソコンや携帯電話等を牽引役に、デジタル家電、自動車向け等幅広い分野で半導体需要が回復したことから、ウエハー需要も300mmをはじめ総じて堅調に推移しました。

当事業の売上高は、691億8千6百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、94億2千7百万円となりました。

#### [電子・機能材料事業]

希土類磁石は、パソコン用ハードディスクドライブの需要が高水準で推移し、また、ハイブリッド自動車用や産業用モーター向けも好調でした。高輝度LED用コート材は好調に推移しました。フォトレジスト製品はデバイスメーカーが順調な生産を継続しており、堅調に推移しました。合成石英は、光ファイバー用プリフォームがコンビナートの定期修理の影響を受けたものの安定した需要により堅調に推移した一方、液晶用大型フォトマスク基板は出荷が堅調だったものの、価格競争の激化で厳しい状況が続きました。

当事業の売上高は、337億7千万円となり、セグメント利益（営業利益）は、88億7千7百万円となりました。

#### [その他関連事業]

信越ポリマー社は、携帯電話用キーパッドの低価格化の影響を受けましたが、半導体ウエハー関連容器は回復基調でした。その他エンジニアリング事業は、当第1四半期においては低調でした。

当事業の売上高は、314億6千2百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、23億4千1百万円となりました。

た。

(注) 当第1四半期連結会計期間から、セグメント区分を変更したため、各事業の対前年同期との金額比較は記載していません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は2,673億7千万円となり、前連結会計年度末に比べ30億7千3百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の営業活動の結果得られた資金は563億5千2百万円(前年同期比153億2百万円増加)となりました。税金等調整前四半期純利益390億2千9百万円、減価償却費212億9千4百万円などにより資金が増加しました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の投資活動の結果使用した資金は400億2千万円(前年同期比10億5千8百万円減少)となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出341億2千8百万円であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間の財務活動の結果使用した資金は214億8千2百万円(前年同期比24億3千8百万円減少)となりました。主な内訳は、配当金の支払額212億3千万円であります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

<1> 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「本基本方針」といいます。)

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造・販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねされるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様にご提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

<2> 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

(「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

### ① 経営方針

当社グループは、安全の確保を最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業・社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の確立とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

### ② 具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社において、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場を建設しており、既に稼働を開始している第1期工事分に続き、第2期工事も進めております。また、塩化ビニル樹脂原料の生産能力を倍増させるため、新たに原料工場の建設を開始いたしました。欧州におきましては、オランダのシンエツPVC社の事業基盤強化のため、平成21年8月にポルトガルのシレス社を100%子会社といたしました。今後とも、日米欧の三極体制を十分に活用し、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、より強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、世界最大のメーカーとして、品質の高い製品を安定的に供給してまいります。また、半導体デバイスの一層の微細化に対応した高品質ウエハーの開発を進め、競争力の強化に注力いたします。

シリコン事業では、幅広い需要分野を有する製品特性を活かし、新製品及び新規用途の開発を促進いたします。また、日本、タイ、米国などの各工場において生産性の一層の向上に努めるとともに、日本国内のみならず海外での事業を強化してまいります。

希土類磁石事業では、今後の需要の伸びが期待されるハイブリッド自動車向けや省エネ関連製品向けを中心に、拡販に取り組んでまいります。

セルロース事業では、医薬用製品の安定供給を図るため、当社直江津工場に加え、ドイツのSEタイロズ社でも製造設備の建設を進め、引き続き事業の強化に努めてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、新規製品の研究開発と事業化及びM&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模な買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

### <3>大規模買付行為への対応方針

（「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」）

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入し、その後、平成21年6月26日開催の第132回定時株主総会及び平成22年6月29日開催の第133回定時株主総会におけるご承認をもって本対応方針を継続しております。

#### ①大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」（以下「大規模買付ルール」といいます。）の骨子は、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供し、(ii) 大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

##### イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

##### ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

##### ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ. 及び② ロ. において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ. に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ. に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第133回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、河野俊二、金子昌資、宮崎 毅の5氏が独立委員会の委員として選任されました。

## ②大規模買付行為が実施された場合の対応

### イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

### ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

## ③本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成23年6月開催予定の当社第134回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様のご共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

<4>本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

### ①本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

### ②本対応方針が株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様にご委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

### ③本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様のご承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員のご恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は8,480百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、改修等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,720,000,000
計	1,720,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	432,106,693	432,106,693	㈱東京証券取引所 ㈱大阪証券取引所 ㈱名古屋証券取引所 各市場第1部	単元株式数100株
計	432,106,693	432,106,693	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権

##### ①平成18年6月29日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,471 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	547,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,560
新株予約権の行使期間	自平成18年7月13日 至平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,560 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位の いずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権 を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後2年間に限り、その者の相続 人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新 株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めな い。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

②平成19年6月28日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	8,710 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	871,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 8,949
新株予約権の行使期間	自平成19年7月2日 至平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,949 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者の死亡後2年間に限り、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

- (注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- ※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

③平成20年6月27日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,510 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	251,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,755
新株予約権の行使期間	自平成21年7月15日 至平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,755 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

※3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件  
 残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

④平成20年6月27日開催の当社取締役会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,750 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	575,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 6,755
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月15日 至 平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 ※2 資本組入額 ※3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※4

- (注) ※1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- ※2 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上表記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。
- ※3 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑤平成21年6月26日開催の当社定時株主総会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,520 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,804
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,804 資本組入額 ※2
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

※2 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

※3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

⑥平成21年7月22日開催の当社取締役会決議に基づくもの

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,850 ※1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	685,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 4,804
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 ※2 資本組入額 ※3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は上記の権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、当該権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権者が上記①に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ③その他の条件は、当社と新株予約権者との間の「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※4

- (注) ※1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
- ※2 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、上表記載の新株予約権の目的となる株式の数で除した額とします。
- ※3 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ※4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の条件  
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日 ～平成22年6月30日	—	432,106	—	119,419	—	120,771

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 7,505,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 424,287,000	4,242,870	—
単元未満株式	普通株式 314,693	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	432,106,693	—	—
総株主の議決権	—	4,242,870	—

（注）「完全議決権株式（自己株式等）」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

#### ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	7,505,000	—	7,505,000	1.74
計	—	7,505,000	—	7,505,000	1.74

（注）平成22年6月30日現在の自己株式数は、7,505,972株であります。

### 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高（円）	5,720	5,320	4,915
最低（円）	5,290	4,435	4,135

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第1部）におけるものであります。

### 3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	212,259	209,046
受取手形及び売掛金	281,729	273,949
有価証券	110,983	109,761
たな卸資産	※3 176,115	※3 183,553
その他	56,721	69,203
貸倒引当金	△2,830	△2,943
流動資産合計	834,978	842,571
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	262,550	264,014
その他(純額)	392,909	382,118
有形固定資産合計	※1 655,459	※1 646,133
無形固定資産	15,904	17,055
投資その他の資産		
投資その他の資産	261,793	263,391
貸倒引当金	△47	△13
投資その他の資産合計	261,745	263,378
固定資産合計	933,108	926,568
資産合計	1,768,087	1,769,139

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	103,658	93,294
短期借入金	12,107	11,866
未払法人税等	9,351	18,213
引当金	1,798	2,441
その他	87,812	104,309
流動負債合計	214,729	230,124
固定負債		
長期借入金	7,942	7,884
引当金	13,542	13,046
その他	45,240	43,870
固定負債合計	66,725	64,802
負債合計	281,454	294,926
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	128,177	128,177
利益剰余金	1,332,855	1,318,413
自己株式	△40,896	△40,892
株主資本合計	1,539,555	1,525,118
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,312	6,717
繰延ヘッジ損益	416	517
為替換算調整勘定	△98,117	△101,207
評価・換算差額等合計	△96,388	△93,972
新株予約権	3,571	3,648
少数株主持分	39,894	39,417
純資産合計	1,486,632	1,474,212
負債純資産合計	1,768,087	1,769,139

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	190,084	259,715
売上原価	146,139	198,609
売上総利益	43,944	61,106
販売費及び一般管理費	※ 23,297	※1 24,966
営業利益	20,647	36,140
営業外収益		
受取利息	1,291	727
持分法による投資利益	1,406	3,874
その他	1,354	2,916
営業外収益合計	4,052	7,518
営業外費用		
デリバティブ評価損	791	—
休止設備費用	1,510	—
為替差損	—	3,920
その他	780	709
営業外費用合計	3,082	4,629
経常利益	21,617	39,029
税金等調整前四半期純利益	21,617	39,029
法人税、住民税及び事業税	2,261	9,455
過年度法人税等	—	※2 △10,663
法人税等調整額	4,527	4,082
法人税等合計	6,789	2,873
少数株主損益調整前四半期純利益	—	36,155
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△67	455
四半期純利益	14,896	35,700

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	21,617	39,029
減価償却費	20,715	21,294
受取利息及び受取配当金	△1,735	△1,197
為替差損益 (△は益)	△1,501	3,050
持分法による投資損益 (△は益)	△1,406	△3,874
売上債権の増減額 (△は増加)	1,598	△7,008
たな卸資産の増減額 (△は増加)	14,214	8,061
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,933	9,998
その他	△5,782	△4,590
小計	43,787	64,763
利息及び配当金の受取額	1,825	1,407
利息の支払額	△160	△29
法人税等の支払額	△4,401	△17,393
法人税等の還付額	—	7,604
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,050	56,352
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△9,140	△7,235
有価証券の償還による収入	15,875	3,110
有形固定資産の取得による支出	△39,434	△34,128
投資有価証券の取得による支出	△1,091	△1,056
投資有価証券の売却及び償還による収入	183	363
貸付けによる支出	△776	—
貸付金の回収による収入	768	1,188
その他	△7,463	△2,263
投資活動によるキャッシュ・フロー	△41,078	△40,020
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,821	39
長期借入金の返済による支出	△4,399	△93
自己株式の取得による支出	△7	△4
配当金の支払額	△21,223	△21,230
少数株主への配当金の支払額	△185	△185
その他	74	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,920	△21,482
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,151	1,588
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,795	△3,562
現金及び現金同等物の期首残高	251,044	270,443
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	489
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 230,249	※ 267,370

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 従来非連結子会社であったShin-Etsu Polymer India Pvt. Ltd. は、重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 71社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に対する影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	
①「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間から、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	
②「休止設備費用」は、前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりましたが、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第1四半期連結累計期間より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第1四半期連結累計期間における「休止設備費用」の金額は35百万円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	年間減価償却費予算を基に、当四半期中に取得、売却又は除却等を行った重要な固定資産の減価償却費を実績に基づき調整し、当第1四半期の減価償却費を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1.有形固定資産の減価償却累計額 1,334,268百万円	※1.有形固定資産の減価償却累計額 1,313,405百万円
2.連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。 従業員(住宅資金ほか) 42百万円	2.連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。 従業員(住宅資金ほか) 52百万円
※3.たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 商品及び製品(半製品を含む) 90,747百万円 仕掛品 10,817 原材料及び貯蔵品 74,549	※3.たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 商品及び製品(半製品を含む) 95,607百万円 仕掛品 11,231 原材料及び貯蔵品 76,713

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。 発送費 5,217百万円 給料手当 4,289 貸倒引当金繰入額 1,083	※1 販売費及び一般管理費のうち主なものは、次のとおりであります。 発送費 6,767百万円 給料手当 4,550  ※2 移転価格課税に対する日米相互協議の合意による戻り入れ額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 212,169	現金及び預金勘定 212,259
有価証券勘定 90,454	有価証券勘定 110,983
預入期間がおおむね3カ月を超える定期預金 $\Delta$ 40,406	預入期間がおおむね3カ月を超える定期預金 $\Delta$ 40,772
株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね3カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等 $\Delta$ 31,968	株式及び満期日または償還日までの期間がおおむね3カ月を超えるコマーシャルペーパー、債券等 $\Delta$ 15,100
現金及び現金同等物 230,249	現金及び現金同等物 267,370

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 432,106,693株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,505,972株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 3,571百万円(親会社 3,254百万円、連結子会社 317百万円)

(注) 当第1四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は、1,157百万円であります。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	21,230	50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	有機・無機 化学品事業 (百万円)	電子材料 事業 (百万円)	機能材料 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	103,807	66,115	20,161	190,084	—	190,084
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,615	33	24,401	26,050	(26,050)	—
計	105,422	66,148	44,563	216,134	(26,050)	190,084
営業利益	11,058	6,989	2,658	20,706	(58)	20,647

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、製品の種類・販売市場等を考慮し、「有機・無機化学品事業」、「電子材料事業」、「機能材料その他事業」の3事業に区分しております。

2. 各事業区分に属する主要製品及び商品

事業区分	主要製品及び商品名
有機・無機化学品	塩化ビニル樹脂、シリコン、メタノール、クロロメタン、セルロース誘導体、 か性ソーダ、金属珪素、ポパール
電子材料	半導体シリコン、電子産業用有機材料、電子産業用希土類磁石、フォトレジスト製品
機能材料その他	合成石英製品、レア・アース、一般用希土類磁石、液状フッ素エラストマー、 ペリクル、技術・プラント輸出、商品の輸出入、建設・修繕、情報処理ほかサービス

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	112,220	38,114	20,992	18,756	190,084	—	190,084
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	35,850	6,209	5,260	113	47,434	(47,434)	—
計	148,071	44,323	26,253	18,870	237,518	(47,434)	190,084
営業利益（又は営業損失）	19,507	243	(259)	366	19,857	789	20,647

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米：米国

アジア・オセアニア：マレーシア、シンガポール、大韓民国、台湾、タイ、中国、オーストラリア

欧州：英国、オランダ、ドイツ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	アジア・ オセアニア	欧州	その他の地域	計
I. 海外売上高（百万円）	30,464	53,203	17,082	9,833	110,583
II. 連結売上高（百万円）					190,084
III. 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	16.0	28.0	9.0	5.2	58.2

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

北米：米国、カナダ

アジア・オセアニア：中国、台湾、大韓民国、シンガポール、タイ、マレーシア

欧州：ドイツ、フランス、ポルトガル

その他の地域：中南米、中東

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務委員会など最高意思決定機関において、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に各事業本部あるいは各関係会社にて事業を展開しており、「塩ビ・化成事業」、「シリコン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」及び「その他関連事業」の6つの製品・サービス別セグメントから構成されていることから、これらを報告セグメントとしております。

各セグメントに属する主要製品及びサービスは、下記の通りであります。

セグメント	主要製品・サービス
塩ビ・化成事業	塩化ビニル樹脂、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン
シリコン事業	シリコン
機能性化学品事業	セルロース誘導体、金属珪素、ポパール、合成性フェロモン
半導体シリコン事業	半導体シリコン
電子・機能材料事業	希土類磁石（電子産業用・一般用）、半導体用封止材、LED用コート材、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素エラストマー、ペリクル
その他関連事業	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成事 業	シリ コン 事業	機能性 化学 品事 業	半導 体シ リ コ ン 事 業	電子・ 機能 材 料 事 業	その他 関 連 事 業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	70,389	35,400	19,506	69,186	33,770	31,462	259,715	—	259,715
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,183	1,042	1,565	0	679	17,199	24,670	(24,670)	—
計	74,573	36,442	21,071	69,187	34,449	48,662	284,386	(24,670)	259,715
セグメント利益	3,101	9,087	2,998	9,427	8,877	2,341	35,834	306	36,140

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,398.88円	1株当たり純資産額	3,370.56円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	35.09円	1株当たり四半期純利益金額	84.08円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	35.09円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	84.07円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	14,896	35,700
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14,896	35,700
期中平均株式数(千株)	424,489	424,601
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	16	34
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 茂道

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

信越化学工業株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 茂道

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 亮悟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。